

広島市成年後見制度利用促進基本計画について

1 市町村の役割

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項では、「市町村の講ずる措置」として、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされている。

成年後見制度利用促進法 （抜粋）

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 本市の取組状況

- ・ 本市は、令和元年8月に改定した地域福祉計画に、判断能力が不十分な方への権利擁護支援を行うための地域連携ネットワークの構築等について盛り込み、本市の取組の方針を示しており、今後、高齢福祉分野や障害福祉分野における計画の改定時期を捉え、各計画に具体的な取組内容を盛り込む予定である。
- ・ 現在、令和3年度から令和5年度を計画期間とする第8期高齢者施策推進プランの改定作業中であり、同プランにおいて、権利擁護の施策として、地域連携ネットワークの構築等に関する取組を盛り込みたいと考えている。

広島市地域共生社会実現計画 権利擁護関係 抜粋

1 認知症、精神障害、知的障害等により判断能力が不十分であるために権利擁護支援を必要とする人が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、本人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しながら、生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行う成年後見制度を運用するとともに、成年後見制度の普及促進、後見等の業務を適正に行うことのできる担い手の育成に取り組みます。

2 認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分であるために権利擁護支援を必要とする人が成年後見制度を利用できるよう、保健・医療・福祉・司法が連携する仕組みである地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関の在り方について、関係機関と調整の上、検討します。

<各基本計画の策定状況>

	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
広島市地域共生社会実現計画 （地域福祉計画）	第1期						
広島市高齢者施策推進プラン （高齢者個別計画）	第7期		第8期				
広島市障害者基本計画 （障害者個別計画）	第2期					第3期	